

第 320 号丹波市商工会FAXレター

2021/1/27 発行

※事業収入減少による固定資産税の軽減措置について※

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、事業用家屋及び償却資産に係る令和3年度固定資産税を、事業収入の減少率に応じて軽減します。

【対象者】

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入が、前年の同期間と比べて

■30%以上50%未満減少している事業者 ⇒2分の1

■50%以上減少している事業者 ⇒全額

【手続きについて】

①特例申告書等をダウンロード・印刷→②認定経営革新等支援機関等（商工会など）へ確認依頼→③認定経営革新等支援機関等（商工会など）が確認→④事業所様より丹波市へ提出

※様式ダウンロード：<https://www.city.tamba.lg.jp/site/corona/koteizeiseisochi2.html>

【申請期限】

令和3年2月1日まで

【提出書類】

- ・特例申告書 ※認定経営革新等支援機関等（商工会など）による確認が必要
- ・収入が減少したことを証する書類（会計帳簿・青色申告決算書の写しなど）
- ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類（個人事業主で事業用家屋を所有している場合）

【償却資産の申告について】

償却資産については、毎年行われる申告をもって特例を適用します。

資産の増減等がなくても償却資産申告は必ず行ってください。

【問合せ】 総務課 山田

にじいろタブレット・にじいろぽけっと情報

～にじいろぽけっと掲載 " 知りたかった(興味のあった) " 事業所ランキング～

1位 株式会社芦田ポトリ様

2位 (同率) あれっと様

2位 (同率) イタリア料理 オルモ様

この他にも、にじいろタブレットには多くの事業所様情報を掲載させていただいています。今後にもにじいろぽけっと第3弾の発行およびプレゼント企画も開催継続予定ですので、まだご覧になったことがないという方は、是非ご一読ください！

👉にじいろプレゼント企画内アンケートのご意見を一部ご紹介👉

チラシも可愛らしくて
読みたくなる雰囲気
(30代 女性)

写真付きで分かりやすく
見やすい嬉しい広告でした
(70代以上 女性)

近い場所でも知らない店があり、又毎日車で前
を通り過ぎたり (中略) 早速行ってみます
(60代 女性)